



平成30年12月12日

各位

会社名 KOA株式会社
代表者名 代表取締役社長 花形 忠 男
(コード番号6999 東証・名証 第一部)
問合せ先 常務取締役経営管理イニシアティブ担当
野々村 昭
(電話番号 0265-70-7171)

米国集団民事訴訟の直接購入者原告との和解および特別損失の計上
ならびに業績予想数値の修正に関するお知らせ

当社および当社の米国子会社 KOA SPEER ELECTRONICS, INC. (以下、総称して「当社」といいます。)は、米国において集団民事訴訟を提起されていましたが、下記のとおり和解することに合意し、本日開催の取締役会において、和解に伴う解決金として2,450万米ドルを支払うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

これに伴い、本特別損失を平成31年3月期第3四半期に計上することから、平成30年10月19日に公表した平成31年3月期第3四半期(累計)連結業績予想を下記のとおり修正いたしますので、併せてお知らせいたします。

なお、平成30年8月27日付で公表した「米国集団民事訴訟の一部原告との和解および特別損失の計上ならびに業績予想数値の修正に関するお知らせ」のとおり、当社は間接購入者原告との間では、すでに和解合意をしております。

記

1. 和解の経緯

①訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成27年8月20日以降、「リニア抵抗器」を購入したとする原告らが、当社を含む抵抗器製造業者複数社に対して、「リニア抵抗器」取引に関して米国反トラスト法違反があったと主張し、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(以下、「裁判所」といいます。)に、損害賠償を求める集団民事訴訟を提起しました。

当社は、損害賠償等の責任を認めておりませんが、訴訟長期化による今後の業績に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期解決が最善と判断し和解することを決定いたしました。

②和解の相手方の概要

「リニア抵抗器」を米国において直接的に購入したとする原告（直接購入者原告）

③和解の主な内容

当社が和解の相手方に対して、和解に伴う解決金として2,450万米ドルを支払います。
なお、本和解は、裁判所の承認が必要となります。

④業績への影響

本和解に伴い、平成31年3月期第3四半期において27億8千万円を特別損失に計上いたします。

2. 平成31年3月期第3四半期（累計）連結業績予想の修正

①修正の理由

上記特別損失の計上に伴い、平成30年10月19日に公表した平成31年3月期第3四半期（累計）連結業績予想を修正するものであります。

②平成31年3月期第3四半期（累計）連結業績予想数値（平成30年4月1日～平成30年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	42,100	4,090	4,790	2,120	57.71
今回修正予想（B）	42,100	4,090	4,790	152	4.14
増減額（B－A）	0	0	0	△1,968	－
増減率（％）	0.0	0.0	0.0	△92.8	－
ご参考 前期実績 （平成30年3月期第3四半期）	39,088	4,307	4,595	3,333	90.82

以 上